

## JIS マーク表示認証に係る製品の JIS 改正情報

一般財団法人 日本塗料検査協会  
認証業務品質管理者 河村マリ

2021年2月22日付で(1)～(11)の製品規格が改正されました。

- (1) JIS A 6916 建築用下地調整塗材
- (2) JIS K 5535 ラッカー系下地塗料
- (3) JIS K 5621 一般用さび止めペイント
- (4) JIS K 5651 アミノアルキド樹脂塗料
- (5) JIS K 5659 鋼構造物用耐候性塗料
- (6) JIS K 5660 つや有合成樹脂エマルジョンペイント
- (7) JIS K 5663 合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー
- (8) JIS K 5670 アクリル樹脂系非水分散形塗料
- (9) JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント
- (10) JIS K 5960 家庭用屋内壁塗料
- (11) JIS K 5970 建物用床塗料

(1) JIS A 6916 建築用下地調整塗材については、1年の経過措置期間が設定されており、認証取得者はこの期間内に改正規格への移行が完了するように以下の対応をとる必要があります。

- ①規格改正による社内規格の見直し及び改訂
- ②登録認証機関に変更届を提出(上記①の対応内容を添付)

上記②の変更届を受けて、登録認証機関は改正規格への移行確認を行ったうえで認証事項変更通知書を発行します。このとき、認証を行っている鋳工業品若しくはその加工技術が JIS に適合しなくなるおそれのあるとき、又は認証取得者が品質管理体制を変更する必要があるときは、経過措置期間内に臨時の維持審査(工場審査及び製品試験)を実施します。認証取得者は、以上の手続きの終了後に、改正規格製品の製造及び販売が可能となります。これらの対応の流れを図1に示します。

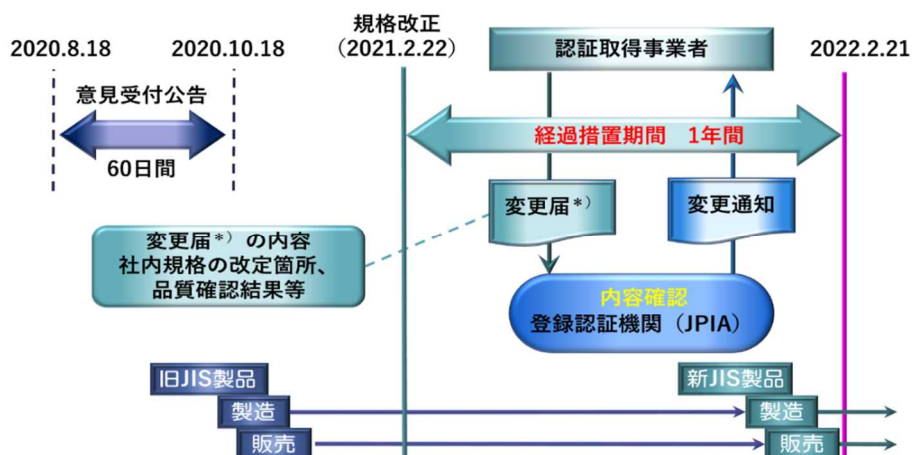


図1 製品 JIS 改正に伴う認証取得者及び登録認証機関の対応

また、(1) 以外の (2) ～ (11) については、主に試験に使用する試験板及び研磨紙を変更するための追補改正であり、規格作成団体である一般社団法人 日本塗料工業会により確認検証のされた上で経過措置期間が設定されておりません。したがって、今回の改正において認証を行っている鋳工業品若しくはその加工技術が JIS に適合しなくなるおそれ及び認証取得者が品質管理体制を変更する必要はないと判断しておりますが、認証取得者においては直ちに①及び②の対応をとり、登録認証機関は改正規格への移行確認を行ったうえで認証事項変更通知書を発行します。なお、認証を行っている鋳工業品若しくはその加工技術が JIS に適合しなくなるおそれのあるとき、又は認証取得者が品質管理体制を変更する必要があるときは、1年以内に臨時の維持審査（工場審査及び製品試験）を実施します。

#### (1) JIS A 6916 建築用下地調整塗材の改正概要

この規格は、建築用仕上塗材、塗料、セラミックタイルなどによる内外装仕上げ工事の下地調整のために使用する下地調整塗材について規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 3 用語及び定義において、「3.3 可使時間 塗付けに適する状態を持続している時間として製造業者が定めている時間」が追記されました。
- 2) 5 品質において、付着強さ、仕上材が複層仕上塗材の場合の耐久性及び仕上材がセラミックタイルの場合の耐久性は試験体 3 個とも品質を満たさなければならないことが追記されました。
- 3) 6.2 製造において、主材と混和液などを別々に包装する場合は、「セットされた同一銘柄のもの」とすることが明記されました。
- 4) 7.3 試験用基板において、JIS 5430 に規定するフレキシブル板のほか、相当品も使用可能であること、また、使用する前に付着物がある場合は取り除くことが追記されました。
- 5) 7.5 試験体の数において、圧縮強さ試験の試験体の数が、曲げ強さ試験後の両折片 6 個であることが明記されました。
- 6) 7.6 低温安定性試験において、確度の高い試験結果を確保するため、判定のための目視調査の前に、18 時間の静置時間が設けられました。また、恒温器の中では試験体に風が直接当たらないようにすることが追記されました。
- 8) 7.7 軟度変化試験において、超早硬セメントを用いた新たな製品に対応し、確度の高い試験結果を確保するため、フロー値の測定を、練上がり後「60 分間静置した後」から「可使時間静置した後」を行うよう改められました。なお、「可使時間」とは、「塗付けに適する状態を持続している時間として製造業者が定めている時間」をいうと定義されました。また、測定の繰り返し数が 2 回から 3 回へと変更されました。
- 9) 7.15 透水試験において、7.15.2 試験の手順 a) の注記にあった、「透水試験器具を水が漏れないようにシリコーン系シーリング材で試験体に止め付けにくいときは、試験体の作製に当たり、試料を塗付けた後、漏斗を軽く当てて接着する位置を定め、その周辺をへらなどで平らにならすか又は削り取っておくと良い。」の一文が削除されました。
- 10) 7.16 長さ変化試験において、粘性の高い材料に対応し、適切な試験体作製を可能とするため、JIS A 1171 の 7.2.4（供試体の成形及び養生）に基づく手詰めによる方法が追加されました。
- 11) 7.18 仕上材がセラミックタイルの場合の耐久性試験において、試験の信頼性の向上を図るため、試験

結果の判定について、「試験体 3 個の平均値で評価する方法」から「試験体 3 個の全ての値で評価する方法」に改められました。

12)9 表示 j)注意事項において、保管条件等が削除され、製造業者が必要と判断した内容を表示することとなった。

#### (2) JIS K 5535 ラッカー系下地塗料の改正概要

この規格は、主としてラッカーエナメル塗装の際の下塗り又は中塗りに用いるラッカー系下地塗料について規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.3.2.1 試験板の備考において、使用する研磨紙「JIS R 6253 P280」が、「粒度 P280 のシリコンカーバイド砂を用いた良質なもの」に置き換えられました。
- 2) 7.8 研磨容易性において、使用する研磨紙「JIS R 6253 に規定する耐水研磨紙で、種類は P320」が「粒度 P320 のシリコンカーバイド砂を用いた良質なもの」を置き換えられました。
- 3) 7.9 上塗り適合性において、使用する研磨紙「JIS R 6253 に規定する耐水研磨紙 P320」が、「粒度 P320 のシリコンカーバイド砂を用いた良質な耐水研磨紙」に置き換えられました。
- 4) 7.12 耐屈曲性において、使用する試験板「研磨によって調整した鋼板 (150×50×0.3mm)」が「JIS G 3303 に規定する電気めっきぶりき板の SPTE5.6/5.6T-2B (ブライト仕上げ) を用い、JIS K 5600-1-4 の 5.2.3 (研磨による調整) によって調整したぶりき板とし、寸法は 150 mm×50 mm×0.3 mm とする。なお、研磨に用いる耐水研磨紙は、粒度 P280 のシリコンカーバイド砂を用いた良質なものとする。」に置き換えられました。

#### (3) JIS K 5621 一般用さび止めペイントの改正概要

この規格は、さび止め顔料に鉛系及びクロム系成分を使用しないで、一般的な環境下での鉄鋼製品などのさび止めに用いる一般さび止めペイントについて規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.3 試験の一般条件 b) 試験板の作製において使用する研磨紙「JIS R 6253 に規定する P280」が「粒度 P280 のシリコンカーバイド砂を用いた良質なもの」に置き換えられました。
- 2) 7.10 耐屈曲性 a) 試験板において、使用する試験板の規定「7.3 b) に規定する鋼板とし、寸法は、150 mm×50 mm×0.3 mm とする」が、「JIS G 3303 に規定する電気めっきぶりき板の SPTE5.6/5.6T-2B (ブライト仕上げ) を用い、JIS K 5600-1-4 の 5.2.3 (研磨による調整) によって調整したぶりき板とする。なお、研磨に用いる耐水研磨紙は、粒度 P280 のシリコンカーバイド砂を用いた良質なものとする。寸法は、150 mm×50 mm×0.3 mm とする。」に置き換えられました。

#### (4) JIS K 5651 アミノアルキド樹脂塗料の改正概要

この規格は、主に金属製品の塗装に用いられるアミノアルキド樹脂塗料について規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.12 重ね塗り適合性において、使用する研磨紙「JIS R 6253 に規定する耐水研磨紙 P320 番」が、

「粒度 P320 のシリコンカーバイド砂を用いた良質な耐水研磨紙」に置き換えられました。

- 2) 7.19 耐水性において、試験片の周辺及び裏面を被覆方法「JIS K 5582 に規定する塩化ビニル樹脂エナメル 2 種白で 2 回塗り包み、2 時間以上放置」が「JIS K 5551 (構造物用さび止めペイント) の B 種、又は C 種 2 号を用いて塗り包み、24 時間以上放置」に置き換えられました。
- 3) 7.28 促進耐候性において、使用する研磨紙「JIS R 6253 に規定する耐水研磨紙 P320 番」が、「粒度 P320 のシリコンカーバイド砂を用いた良質な耐水研磨紙」に置き換えられました。
- 4) 7.29 屋外暴露耐候性において、使用する研磨紙「JIS R 6253 に規定する耐水研磨紙 P320 番」が「粒度 P320 のシリコンカーバイド砂を用いた良質な耐水研磨紙」に置き換えられました。

#### (5) JIS K 5659 鋼構造物用耐候性塗料の改正概要

この規格は、主に鋼構造物の美装仕上げ塗りに用い、長期の対候性をもつ塗料について規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.3 試験の一般条件 b) 1) 試験板において、使用する研磨紙「JIS R 6253 に規定する耐水研磨紙 P280」が、「粒度 P280 のシリコンカーバイド砂を用いた良質の耐水研磨紙」に置き換えられました。
- 2) 7.12 耐屈曲性において、使用する試験板「7.3 b) 1)による」が、「JIS G 3303 に規定する電気めっきぶりき板の SPTE5.6/5.6T-2B (ブライツ仕上げ) を用い、JIS K 5600-1-4 の 5.2.3 (研磨による調整) によって調整したぶりき板とする。研磨による調整に用いる研磨紙は、粒度 P280 のシリコンカーバイド砂を用いた良質の耐水研磨紙を用いる。」に置き換えられました。

#### (6) JIS K 5660 つや有合成樹脂エマルジョンペイントの改正概要

この規格は、建築物及び構造物の内外部のコンクリート、セメント・モルタル面などの塗装に用いるつや有合成樹脂エマルジョンペイントについて規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.3 試験の一般条件 b) 6) 試験片周辺の塗り包みにおいて、塗り包み方法「耐水性 (7.11)、促進耐候性 (7.15) 及び屋外暴露耐候性 (7.16) の試験では、試験片の裏面及び周辺を、塗装及び乾燥後、同種の塗料で 2~3 回塗り包んでおく。ただし、耐アルカリ性 (7.12) の試験片の周辺の塗り包みは 7.12 b)による。また、耐湿潤冷熱繰返し性 (7.14) の場合は 7.14 b)による。」が、「耐水性 (7.11)、耐湿潤冷熱繰返し性 (7.14)、促進耐候性 (7.15) 及び屋外暴露耐候性 (7.16) の試験では、試験片の裏面及び周辺を、塗装及び乾燥後、同種の塗料で 2 回~3 回塗り包んでおく。ただし、耐アルカリ性 (7.12) の試験片の周辺の塗り包みは 7.12 b)による。」に置き換えられました。
- 2) 7.14 耐湿潤冷熱繰返し性 b) 試験片の作製において、裏面及び周辺の塗り包み方法「4 枚のうち 3 枚には、試料を塗り付けて 7 日間後、裏面及び周辺を JIS K 5582 に規定する塩化ビニル樹脂エナメル 2 種で塗り包み、試料面以外からの透水がないようにする。」が「4 枚のうち 3 枚の裏面及び周辺を 7.3 b) 6) によって 2 回~3 回塗り包み、7.3 a) 1)に規定する場所で、試料を試験面に塗り付けてから 14 日間乾燥し試験片とする。」に置き換えられました。
- 3) 7.14 耐湿潤冷熱繰返し性 e) 判定において、目視による観察で「端部から 10 mm は評価しない。」が付け加えられました。

#### (7) JIS K 5663 合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラーの改正概要

この規格は、合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラーについて規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.3.2.1 試験板の備考において、使用する試験板の大きさ「150×70×3mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 2) 7.5 塗装作業性において、使用する試験板の大きさ「500×200×3mm」が、「500 mm×200 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 3) 7.6 低温安定性において、使用する試験板の大きさ「500×200×3mm」が、「500 mm×200 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 4) 附属書（合成樹脂エマルジョンシーラー）
  - ・4.3.2 試験片の作製において、使用する試験板の大きさ「150×70×3mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。
  - ・4.5 塗装作業性において、使用する試験板の大きさ「500×200×3mm」が、「500 mm×200 mm×4 mm」に置き換えられました。
  - ・4.9 低温造膜性において、使用する試験板の大きさ「150×70×3mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。
  - ・4.10 上塗り適合性において、使用する試験板の大きさ「500×200×3mm」が、「500 mm×200 mm×4 mm」に置き換えられました。
  - ・4.11 耐水性において、使用する試験板の大きさ「150×70×3mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。

#### (8) JIS K 5670 アクリル樹脂系非水分散形塗料の改正概要

この規格は、主として建築物のコンクリート面やセメント・モルタル面、プレキャストコンクリート、押出し成型板などの塗装に使用するアクリル樹脂系非水分散形ワニスを用いた塗料について規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 6.4.1 試験板の備考において、使用する試験板の大きさ「150×70×3mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 2) 6.6 塗装作業性において使用する試験板の大きさ「500×200×3mm」が、「500 mm×200 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 3) 6.10 耐水性において使用する試験板の大きさ「150×75×3mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。

#### (9) JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイントの改正概要

この規格は、一般的な環境下での鉄鋼製品及び鋼構造物などのさび止めに用いる塗料で、鉛フリー及びクロムフリーのさび止め顔料を含む、鉛・クロムフリーさび止めペイントについて規定したのですが、

最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.3 試験の一般条件 b) 試験板の作製において、使用する研磨紙「JIS R 6253に規定する P280」が、「粒度 P280 のシリコンカーバイド砂を用いた良質なもの」に置き換えられました。
- 2) 7.10 耐屈曲性において、使用する試験板「7.3 b)に規定する鋼板とし、寸法は、150 mm×50 mm×0.3 mmとする。」が、「JIS G 3303に規定する電気めっきぶりき板の SPTE5.6/5.6T-2B（ブライト仕上げ）を用い、JIS K 5600-1-4 の 5.2.3（研磨による調整）によって調整したぶりき板とする。なお、研磨に用いる耐水研磨紙は、粒度 P280 のシリコンカーバイド砂を用いた良質なものとする。寸法は、150 mm×50 mm×0.3 mmとする。」に置き換えられました。

#### (10) JIS K 5960 家庭用屋内壁塗料の改正概要

この規格は、家庭用屋内壁塗料について規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.3.2.1 試験板において、使用する試験板の大きさ「150×70×3mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 2) 7.5 塗装作業性において、使用する試験板の大きさ「500×200×3 mm」が、「500 mm×200 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 3) 7.10 低温造膜性において、使用する試験板の大きさ「150×70×3 mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 4) 7.11 塗り面積において、使用する試験板の大きさ「500×200×3 mm」が、「500 mm×200 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 5) 7.13 耐水性において、使用する試験板の大きさ「150×70×3 mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。

#### (11) JIS K 5970 建物用床塗料の改正概要

この規格は、建物の屋内床面に塗装する塗料について規定したのですが、最近の生産及び使用の実態を踏まえて、規格内容の充実を図るため、改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

- 1) 7.5 塗装作業性において、使用する繊維強化セメント板の大きさ「500mm×200mm×3mm」が、「500 mm×200 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 2) 7.7 上塗り適合性において、使用する繊維強化セメント板の大きさ「200mm×100mm×3mm」が、「200 mm×100 mm×4 mm」に置き換えられました。
- 3) 7.10 耐水性において、使用する繊維強化セメント板の大きさ「150mm×70mm×3mm」が、「150 mm×70 mm×4 mm」に置き換えられました。